

広島高速2号線 橋梁予備設計その他業務 その2

特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、広島高速2号線 橋梁予備設計その他業務 その2に適用する。

2 本業務の実施にあたっては、次に基づき実施しなければならない。

- ・測量業務共通仕様書（令和6年8月）広島高速道路公社
- ・地質・土質調査業務共通仕様書（令和6年8月）広島高速道路公社
- ・設計業務等共通仕様書（令和6年8月）広島高速道路公社
- ・道路橋示方書（平成29年11月）
- ・その他関連図書

(業務内容)

第2条 本業務は、広島高速2号線の東雲南向きランプ部に係る測量、地質調査及び新設ランプ橋の橋梁予備設計を行うものである。

2 東雲南向きランプ部の橋梁予備設計の業務内容については、別添1のとおりとする。

(業務工期)

第3条 本業務の工期は、契約締結の日から令和8年 3月31日までとする。

このうち、検査期間として9日間を見込んでいる。

(情報共有システム)

第4条 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては、「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。

2 本業務で使用する情報共有システムは次とする。

広島県工事中情報共有システム

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html>

3 調査職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。

(総合評価落札方式)

第5条 本業務は、技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する、総合評価落札方式（簡易型）の適用業務である。

2 評価内容の担保

入札時の技術資料については、契約後に提出する業務計画書に反映させるものとし、履行状況の確認及び業務完了時に検査を行うものとする。

技術資料の内容が受注者の責により、実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の減点対象とし、減点方法は未実施の評価項目毎に5点を減じるものとする。

3 総合評価落札方式において評価対象としている業務分野に係る業務実施場所、業務実施及び照査体制

- (1) 管理技術者、担当技術者及び照査技術者は、それぞれ兼務することはできない。
- (2) 管理技術者は1名とし、担当技術者及び照査技術者は最大3名まで配置できる。また、配置した管理技術者、担当技術者及び照査技術者は、必ずTECRIS登録を行うこと。ただし、「管理技術者及び照査技術者選任（変更）通知書」は、主となる照査技術者1名について記載する。
- (3) 管理技術者は、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合を除き原則変更できないものとし、変更する場合には同等以上の技術者を配置すること。担当技術者及び照査技術者は、変更する場合には同等以上の技術者を配置すること。
- (4) 業務履行期間中に業務実施場所、業務実施体制を変更する場合には、入札時に提出した技術資料のうち、変更となる事項に係る様式及び添付資料を「業務打合せ簿」で調査職員に提出すること。この場合、変更内容に応じて、業務成績評定を未実施の評価項目毎に5点を減じることがある。

4 担当技術者

- (1) 管理技術者のもとで業務を担当する者を担当技術者として定義する。
- (2) 受注者は、「技術資料様式第7号」に記載した主となる担当技術者1名について、「別記様式第1～2号」に必要事項を記載し調査職員に提出すること。
- (3) 担当技術者は、設計図書及び「技術資料様式第4号」に記載した業務分担に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

5 管理技術者及び担当技術者に係る手持ち業務件数

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の他の業務をいう。なお、技術者変更に伴う手持ち業務件数の判断期間は、当該業務の公告日から変更の届け出日までの期間とする。

6 実施方針の履行確認

- (1) 業務完了時には、完成通知書の提出にあわせて、「技術資料様式第9号～第11号」に記載した実施方針の履行が確認できる資料、及び不履行となった場合にはその理由を添付した「業務打合せ簿」を調査職員に提出すること。
- (2) 実施方針に記載した内容が受注者の責により実施されなかった場合は、未実施の評価項目毎に5点を減じる。

(管理技術者の配置)

第6条 本業務の実施にあたっては、設計業務等共通仕様書第1107条の管理技術者を定めるものとする。

配置する管理技術者には、技術士（総合技術監理部門：建設-鋼構造及びコンクリート、又は建設部門：鋼構造及びコンクリート）、又は土木学会認定技術者（特別上級土木技術者（鋼・コンクリート））、国土交通省登録資格（施設分野：橋梁-業務：計画・調査・設計）に該当する資格を有する者を配置すること。

（照査技術者配置）

第7条 本業務の実施にあたっては、設計業務等共通仕様書第1108条の照査技術者を定めるものとする。

（資料の貸与及び返却）

第8条 本業務に必要な下記資料については、契約締結後、受注者に対し貸与する。

- ・広島高速2号線 橋梁計画検討業務 成果物

（打合せ協議）

第9条 打合せ協議については、下記のとおり実施することとして費用を見込んでいる。

なお、業務着手時及び成果物提出時には、管理技術者が立会うこと。

- ・橋梁予備設計 業務着手時／成果物提出時 各1回、中間打合せ6回
- ・測量業務 中間打ち合わせ3回
- ・地質調査業務 中間打ち合わせ3回

（積算条件）

第10条 本業務の積算条件については、次のとおり見込んでいる。

- ・測量業務の地域区分は、都市近郊の平地として費用を見込んでいる。

（コスト縮減計画調書の作成）

第11条 受注者は、当該業務の履行にあたり、設計業務等共通仕様書第1209条第12項により新技術の採用等によるコスト縮減に関する検討を行うものとする。また、次のとおり「コスト縮減計画提案書」及び「コスト縮減計画調書」を作成し、調査職員へ提出すること。

（1）コスト縮減計画提案書

業務履行における中間時に提出するものとし、当該業務で実施する予定のコスト縮減検討の方向性に関する以下の事項をとりまとめる。（様式自由）

- ・コスト縮減検討が可能な工種、項目
- ・採用が可能と予想される新技術 等

（2）コスト縮減計画調書

上記のコスト縮減計画提案書に基づきコスト縮減検討を行い、その結果についてとりまとめる。様式については調査職員より別途指示するものとし、業務成果へ添付すること。

（労働環境改善（ウィークリースタンス）について）

第12条 本業務は労働環境改善（ウィークリースタンス）を目的とした業務であり、次により実施する。

（1）初回打合せ時に、本取組の内容を発注者から受注者に説明するとともに、取り組む意思、内容を別紙-1「ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時）」（以下「別紙-1」という。）を基に確認し設定する。取組期間については、初回打合せ時（実施内容を設定した日）から工期末までとする。

ノー残業デーは、受発注者がそれぞれ定める日を原則として週1日以上設定する。

なお、広島高速道路公社における週のノー残業デーは水曜日としている。

（2）受注者は、別紙-1に取組内容を整理し、打合せ記録簿で提出し、受発注者間で共有する。

（3）中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組のフォローアップ等を行う。

（4）成果物納入時の打合せにおいて、実施結果（効果・改善点等）を受発注者双方で確認し、別紙-2「ウィークリースタンス推進チェックシート（実施結果）」に記入し打合せ記録簿で提出し、共有する。

なお、別紙-1及び別紙-2については、「広島高速道路公社ホームページ」の「技術管理」「技術管理資料」に掲載してある様式を利用する。

（成果物）

第13条 本業務の成果物は次のとおりとする。

- ・電子媒体（CD-R等） 2部

（その他）

第14条 東雲南向きランプ区間の地質調査業務は、橋梁予備設計の検討段階で調査地点、数量、方法等に変更が生じる場合がある。着手前に、調査職員と協議すること。

2 本特記仕様書及び共通仕様書に定めのない事項、また業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、別途調査職員と協議することとし、受注者独自の判断で処理してはならない。

1 業務目的

橋梁予備設計は、現地測量や路線測量の結果や地質調査の結果を踏まえて、既往成果で決定された下部工形式及び上部工形式や下部工位置等を考慮しながら、予備設計業務を実施するとともに概算事業費及び工期を算出し、詳細設計業務の発注に必要な資料の作成を行うことを目的とする。

2 業務内容

橋梁予備設計については、設計業務等共通仕様書第 6803 条第 2 項に基づき実施すること。
なお、実施にあたっては下記事項に留意すること。

(1) 概算工事費算出

対象路線の概算工事費及び工期については、他機関との協議を実施する予定のため、令和 7 年 9 月末までに資料を提出すること。

なお、算出方法については、調査職員と協議すること。

(2) その他

受注者は、暫定 2 車線から 4 車線への移行を踏まえた施工方法や施工計画、既設橋との一体拡幅構造等の検討を実施すること。

なお、検討内容については、調査職員と協議すること。